

令和6年度第2回

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議

議 事 録

日 時:2024年9月19日(木)午後7時開会

場 所:札幌市保健所 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 定刻より少し早いのですが、皆さんがおそろいですので、ただいまから令和6年度第2回札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議を始めます。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます札幌市保健所感染症総合対策課長の畠山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

この会議は、札幌市附属機関設置条例第2条に基づき、札幌市の附属機関として設置された会議となりまして、本日は、今年度の第2回目、また、本年7月の委員改選後初めての会議となります。

本日は、窪田委員及び高井委員、丹羽委員の3名から欠席する旨のご連絡をいただいております。出席委員は7名でありまして、委員総数10名の過半数の出席となりますので、札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則に基づき、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

また、この会議は、札幌市情報公開条例に基づき、公開で行わせていただきますが、一部に非公開とさせていただきたい議題もありますことから、後ほど、委員の皆様にお諮りをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條よりご挨拶を申し上げます。

○西條医務・保健衛生担当局長 皆さん、こんばんは。札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條でございます。

委員の皆様におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜り、感謝申し上げます。令和6年度第2回新型インフルエンザ等対策有識者会議の開会に当たりまして、一言、私からご挨拶申し上げます。

後ほど事務局からご説明があるかと思いますが、本会議の委員の任期満了に伴う改選により、皆様に委嘱手続をお願いしておりました。快くご承諾をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。継続される委員の皆様、また、新規の2名の委員から様々なご意見をいただければありがたく思います。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

さて、国では、新型コロナウイルス感染症の対応の経験を踏まえ、有事の際に実施すべき対策の項目等を定めた政府行動計画の抜本的な改定を令和6年7月2日に行いました。

また、北海道におきましても行動計画の改定が令和6年度に予定されております。

そこで、私たち札幌市においても、国や北海道の動向等を見ながら、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定に加えまして、感染症予防計画を踏まえた保健所、衛生研究所の体制強化の具体的な項目が定められる札幌市健康危機対処計画

の策定を予定しております。

今後の感染症流行危機に備えるためには、委員の皆様方からのご支援やご意見が欠かせません。引き続き、有識者の皆様と計画や私たちの行う事業の内容等について共有させていただきましますので、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りたく存じます。どうかよろしくお願いいいたします。

これをもちまして、開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうかよろしくお願いいいたします。

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 続きまして、本日は、委員改選後の初めての会議となり、新たにご就任をいただきました委員もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いいたします。

恐れ入りますが、井上委員から時計回りで、お名前とご所属をお願いいたします。

○井上委員 消費生活アドバイザーの井上です。市民生活に軸を置いてお話をさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○小山田委員 北海道大学病院の小山田です。感染管理認定看護師をしております。院内で感染対策の業務に携わっておりまして、この会議で少しでもお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

○多米委員 札幌市医師会副会長の多米と申します。2期目になります。小児科医を中央区でやっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

○段林委員 札幌弁護士会所属の弁護士の段林と申します。よろしくお願いいいたします。

○富樫委員 富樫と申します。小児科の医者を長くやっております、北大病院や市立札幌病院に勤務しておりました。もう退職しておりますが、よろしくお願いいいたします。

○水落委員 札幌商工会議所の水落と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

○水野委員 北海道電力ネットワーク株式会社道央統括支店の水野と申します。インフラ関係という立場から委嘱されていると認識しておりますが、札幌市民の立場からご意見等をさせていただければと思っております。よろしくお願いいいたします。

○事務局(畠山感染症総合対策課長) ありがとうございます。

続きまして、札幌市の事務局職員についても自己紹介をいたします。

○事務局(西條医務・保健衛生担当局長) 改めまして、医務・保健衛生担当局長の西條と申します。どうかよろしくお願いいいたします。

○事務局(前木感染症担当部長) 感染症担当部長の前木です。よろしくお願いいいたします。

○事務局(斉藤調整担当部長) 調整担当部長の斉藤と申します。よろしくお願いいいたします。

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 改めまして、保健所感染症総合対策課長の畠山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(八田衛生研究所長) 衛生研究所長の八田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(三上保健科学課長) 同じく、保健科学課長の三上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(川西計画担当係長) 保健所の感染症総合対策課計画担当係長の川西と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局(畠山感染症総合対策課長) それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

お手元には、次第、座席表、資料1から資料7までを配付しております。各資料の右上に資料番号をつけております。不足がないかのご確認をお願いいたします。

2. 議 事

○事務局(畠山感染症総合対策課長) それでは、ここから議事に入らせていただきます。

本来であれば委員長が議事を進行することとなりますが、本年7月に委員の改選がありましたので、まずは委員長の選出が必要となります。

委員長が決まるまでの間は引き続き私が進行役を務めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 本日の議題は、委員長の選任、感染症対策に係る関係計画の策定等について、札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、札幌市保健所と札幌市衛生研究所の健康危機対処計画(感染症編)の案となります。

それでは、議題(1)の委員長の選出についてです。

お手元の資料2をご覧ください。

札幌市新型インフルエンザ等対策有識者会議規則の第2条に基づきまして、委員長は委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様から委員長についてご推薦はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○事務局(畠山感染症総合対策課長) なければ、事務局からご提案をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 事務局案としましては、今回の委員改選前も委員長を務めていただいていた多米委員に引き続き委員長をお願いしたいと

考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(畠山感染症総合対策課長) それでは、委員長には多米委員にご就任をいただきたいと思っております。

多米委員長には、委員長席にお移りをいただき、これより議事進行をお願いいたします。

[委員長は所定の席に着く]

○多米委員長 委員長に選任されました多米と申します。

本日の会議は1時間程度ということでございますので、円滑に進めていきたいと思っております。ご協力をよろしくお願いいたします。

本日の議事につきましては、会議次第のとおり、感染症対策に係る関係計画の策定等について4題ございます。これらについて、順に事務局からご説明をいただきまして、その後、質疑を行いたいと思っております。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○事務局(川西計画担当係長) 私から議題(2)の感染症対策に係る関係計画の策定等についてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

今回、新たに2名の委員にご着任をいただいておりますので、前回の振り返りも兼ねまして、改めて感染症対策に係る関係計画の策定等について説明させていただきます。

札幌市においては、新型コロナの対応を踏まえまして、四つの関係計画の策定または改定を予定しております。

昨年度である令和5年度につきましては、左側にごございますように、感染症対策の基本指針となります札幌市感染症予防計画を策定いたしました。本会議におきましても委員の皆様にご議論いただきながら策定を進めた計画でございます。

こちらの感染症予防計画ですが、これまでは都道府県である北海道のみに策定が必要であったものですが、感染症法の改正に伴い、保健所を設置する札幌市でも新たに策定が必要になりました。

令和6年度から11年度までの6か年を計画期間と定めておりまして、左の図にごございますように、法令に従って数値目標を掲げております。主なものを掲載しておりますが、感染症有事におけるPCR検査の実施能力、保健所の人員の確保数などについて、新型コロナ対応を踏まえ、感染症対策に係る各種体制の強化を図るために策定したところでございます。

この感染症予防計画を踏まえまして、今年度は、真ん中に示しておりますとおり、二

つの計画の策定または改定を進めることとしております。

まず、青の太字で囲ってあります札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画は、大本になりますのが国の新型インフルエンザの政府行動計画で、先ほどの西條の挨拶にもございましたが、本年7月2日に、策定以後、初めて抜本的な改正がなされました。

札幌市におきましても、この国の行動計画の改定を受け、今年度より改定作業を開始することとしております。

こちらの行動計画は、平時の備え、有事の対応として、札幌市、これは保健所を含む札幌市全体が実施すべき対策を規定するものとなります。この行動計画の中で札幌市感染症対策本部による全庁体制による対応を記載する計画となるものです。

現行の計画は平成26年8月に最終改定を行ってございまして、今回の政府の抜本的な改正と合わせて札幌市の計画も改定が必要です。

札幌市では市町村の扱いとしての整理が行動計画でなされてございまして、国の政府行動計画、令和6年度中の策定予定であります北海道の行動計画に基づき、札幌市の計画も策定が必要でして、現在、改定作業を行っており、公表するのは令和7年度を予定しております。

また、感染症予防計画の数値目標に掲げるPCR検査の実施能力や保健所の人員確保数について、具体的な事項を定めて実効性を確保できるよう、保健所と衛生研究所の体制強化の手引となります計画である健康危機対処計画を令和6年度中に策定することとしております。

令和7年度以降ですが、資料の図の右側に示してございまして、全局区の感染症の対応業務、縮小または中止する既存業務を整理することになります、札幌市全体の業務継続計画の改定を予定してございまして、行動計画や対処計画に基づく感染症有事の体制について実効性の確保を図ることとしていところでございまして。

札幌市におきましては、このように、四つの感染症関連計画の策定と改定を経て、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた、より強固な感染症有事の体制を整理していくこととしております。

○多米委員長 令和5年度から7年度にわたってこのような計画を策定していきますということをかいつまんでご説明していただきましたけれども、ただいまの説明に関しましてご質問等がございましたらお願いいたします。

一番下の真ん中の保健所と衛生研究所のものが新しいものとなるのですか。

○事務局(川西計画担当係長) はい。

○多米委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米委員長 ないようですので、続けて議題(3)に移ります。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(畠山感染症総合対策課長) 議題(3)以降の議事については、札幌市の庁内調整を図る前のものですので、非公開審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(畠山感染症総合対策課長) それでは、以降の議事は非公開とさせていただきます。

【以下 非公開】